

2025 年度「SDGs 未来都市計画」の更新計画の承認申請要領（案）

1. 概要

地方創生の一層の促進を図るため、2024 年度以前に選定された「SDGs 未来都市」（207 自治体）のうち、「SDGs 未来都市計画の更新計画（以下、「更新計画」とする）」が承認された地方自治体の地方創生 SDGs の取組を、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（以下、「新地創交付金」とする。）」の重点分野に位置付け、新地創交付金の優先的な資金的支援の対象とする。

2. 対象

2024 年度以前に選定された「SDGs 未来都市」（207 自治体）

※ 共同申請は不可とする。

※ 複数の申請をすることはできない。

3. 更新計画の承認及び支援

- （１）更新計画の承認を申請する地方自治体は、取組の進展を踏まえ、選定時に作成した「SDGs 未来都市計画」をもとに、SDGs の達成に向けた先進的かつ実現可能な取組を、以下の「4. 申請書類」で示す書類に記載し申請すること。

なお、書類の作成にあたっては、次の事項を踏まえることとする。

- 経済、社会、環境の三側面をつなぐ統合的取組により、個別効果だけでなく、三側面のバランスが留意された、目標全体で適正な効果が得られる事業であること。
- 住民、民間企業・金融機関、NGO・NPO、教育・研究機関等の広範で多様なステークホルダーとの連携を通して、自律的好循環が見込める事業であること。

- （２）内閣府は、提出された更新計画について、学識経験者等により構成する「自治体 SDGs 推進評価・調査検討会」、関係省庁により構成する「自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォース」の助言を受け、更新計画を承認し公表する。
- （３）承認された更新計画に基づく取組は、新地創交付金の優先的な資金的支援の対象とする。

4. 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ① SDGs 未来都市計画の更新計画（様式 1）
- ② （経済、社会、環境の）三側面をつなぐ統合的取組の概要（様式 2）
- ③ 統合的取組の事業費等（様式 3）

※参考資料については提出不可とする。なお、申請内容と関連性のある情報について、記載箇所への注記として、申請書内へ公表されているホームページ URL の記載等をするものを妨げるものではないが、必要最小限とする。

5. 留意事項

- ・ 申請内容に係る事務局への相談については、公平性等の確保の観点から申請書類が提出された以降は受け付けない。
- ・ 申請に当たり、自治体 SDGs 推進評価・調査検討会委員、内閣府幹部及び担当者へ承認の陳情等を行うことは、控えていただく。公募期間中及び審査期間中に陳情等があった場合は、対象としないこととする。また、公表以前に内閣府幹部及び担当者へ承認の感触を照会する等の行為についても控えていただく。
- ・ 更新計画において、計画期間における事業内容及び達成目標（KPI）を明確にすること。また、KPI を設定するにあたり、可能であれば、ロジックモデル及びインパクト評価を用いることを検討されたい。
- ・ SDGs の推進については、地方自治体が主体的に計画の策定等に取り組むべきであり、知見等の蓄積の観点から、事業者等に一括委託とする経費については、原則として対象外とする。

6. 書類の提出方法、募集期間

（提出方法）

申請書類（様式 1、様式 2、様式 3）は、次に掲げるとおり電子メールで提出すること。

※提出された申請書類については、選定プロセス終了後、原則公開する。

○電子メールによる提出

様式 1、様式 2、様式 3

※メール件名は「【提出】（6 桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（申請者名）「SDGs 未来都市計画」の更新計画の承認申請」とすること。

（例：【提出】000000_250228_〇〇県〇〇市_「SDGs 未来都市計画」の更新計画の承認申請）

※様式 1、様式 2、様式 3 は、「6 桁の都道府県・市区町村コード）（提出日）（申請者名）様式（様式番号）」の名称とし、様式ごとに元データファイル（Word）及び PDF ファイルとして提出すること。

（例：000000_250228_〇〇県〇〇市_様式 1）

(提出に当たっての留意事項)

事務局から到着した旨の連絡は行わない。到着状況については必ず事務局まで直接問い合わせること。

(申請受付期間) ※変更の可能性あり

第1期：2025年2月3日(月)～2025年2月28日(金)正午

第2期：2025年4月1日(火)～2025年4月21日(月)正午

※以降、申請状況に応じて設定。

※締切後の申請は認めない。

※電子メール到着を申請と見なす。

(提出先)

内閣府地方創生推進室 SDGs・環境・モデルケース担当

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

7. 申請後の流れ

申請後は以下の流れを予定。

1	申請受付(期間：約1ヶ月)
2	自治体SDGs推進評価・調査検討会による評価等(期間：2ヶ月)
3	承認都市公表

8. 問い合わせ先

制度の概要、申請内容に関する問い合わせ、相談については、下記の問い合わせ先まで連絡すること。

内閣府地方創生推進室

電子メール：g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp

電話：03-5510-2199

代表となる地方公共団体	担当者
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県内の地方自治体	熊谷
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県内の地方自治体	中島
静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県内の地方自治体	塩谷
岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県内の地方自治体	小林